

公告

令和3年1月5日

地方独立行政法人
三重県立総合医療センター
理事長 新保 秀人

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

1. 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 事業名
三重県立総合医療センター高効率熱源設備等導入による省エネルギー事業
- (2) 事業内容 別紙「三重県立総合医療センター高効率熱源設備等導入による省エネルギー事業提案募集要項」のとおり
- (3) 事業期間
契約締結日から令和20年3月31日（最大）
- (4) 事業場所
三重県四日市市大字日永5450番地132 三重県立総合医療センター

2. 応募条件

2.1 応募者

- (1) 応募者は、事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。
- (2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定してください。
- (3) 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。
- (4) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続および契約等にかかる諸手続を行うこととします。
- (5) 提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とします。ただし、設立条件などに関しては、病院と協議したうえで合意を得る必要があります。

2.2 応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとし、
 - a. 事業役割：病院との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとし、
 - b. 設計役割：設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとし、
 - c. 建設役割：建設に関する業務を全て実施するものとし、
 - d. その他役割：上記a～c以外の、運転、維持管理、金融などに関する業務を各々実施するものとし、
- (2) 事業役割を担う企業とそれ以外の役割を担う企業が異なる場合には、病院との契約時に適正な委託契約および請負契約を締結し、その契約内容について事前に病院の承諾を得なければなりません。
- (3) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する、

別途合意書を病院に提出してください。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、病院に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとします。また、事業役割の構成企業のうち 1 社を代表者として病院との対応窓口としてください。

2.3 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- (1) 応募者は、「10.1 参加表明時の提出書類」に示す提出書類により、本提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量および削減額を提案できる者であり、削減量および削減額が達成できない場合には、保証措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量および削減金額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う応募者は、以下の条件を満たし、経営等の状況が良好であること。
 - ・平成 25 年度以降で東海四県内での同種事業の実績があること。
 - ・病床数 300 床以上の病院での ESCO 実績があること。
 - ・保守対応品質の確保のため東海四県に営業拠点を有していること。
 - ・実務を担当する事業管理責任者はエネルギー管理士の資格を有する者であること。
- (5) 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、または衛生工学）もしくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、またはこれらに類する資格者が所属する者であること。
ただし、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 2 項に規定する建築物の大規模な修繕もしくは模様替に該当する場合、それに準ずることとする。
- (6) 建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、またはこれに類する許可を受けた者であること。なお、建設役割を担う事業者は、建設業法第 26 条に基づき、監理技術者等を選任すること。
- (7) 既設設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

2.4 応募者の制限

次に掲げるものは、応募者の構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 本募集要項の資格確認書類受付日から提案書提出日までの期間に、三重県建設工事等資格（指名）停止措置に基づく指名停止の措置を受けている者。
- (3) 公示の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項もしくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- (5) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (6) 民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- (7) 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による構成手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によること

とされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者、または更正手続開始の申し立てをなされている者。ただし同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者、または更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなします。

- (8) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- (9) 最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。

2.5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しません。また、病院は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

(4) 病院からの提示資料の取り扱い

病院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

(5) 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、病院と協議を行い、病院がこれを認めたときはこの限りではありません。

(8) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできません。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書または提案書を無効とします。

3. 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

担当窓口：事務局 総務部 施設課 担当：清水（内線2605）
住所：三重県四日市市大字日永5450番地132
電話：059-345-2321
FAX：059-347-3500